

マイツーカー（オーナーさま向け）重要事項のご説明

東京ガス株式会社 ステーション24
東京都港区海岸1-5-20

以下に、東京ガス株式会社の提供する（以下、「当社」といいます）マイツーカー（オーナーさま向け）（以下、「本サービス」といいます）の契約内容及び、サービス提供に関する大切な部分（重要事項）を掲載します。ご契約にあたっては、本書面（裏面のご利用規程（以下、「当社規程」といいます）含む）をご確認いただき、契約内容を正しくご理解のうえ、お申し込みください。

チェック欄

1. 契約の概要について

- ①本サービスの提供先について
 - 本サービスの提供先は、『マイツーカー（オーナーさま向け）ご利用申込書』（以下、「申込書」といいます）に記載された、契約者が所有する当該建物のうち、東京ガスネットワーク株式会社（以下、「導管事業者」といいます）が所有するガスメーターが設置されている住居の入居者（以下、「ご利用者」といいます）に限ります。
 - ②本サービスの利用開始について
 - 本サービスのご利用開始日は、当社の登録手続き完了後、ご利用者に郵送する『サービス開始のお知らせ（以下、「お知らせはがき」といいます）』をもって、速やかにお知らせします。
 - 本サービスの契約を締結されている物件においてご利用者の変更があった場合、新たなご利用者がガスの利用を開始（開栓）したことを確認次第、本サービスは自動的に開始されます。
 - ③本サービスの利用料金（以下、「サービス料金」といいます）について
 - 本サービスは、任意加入の有料サービスです。
 - サービス料金は、『申込書』に記載された契約対象件数の内、ガスメーター開栓中の住居に対しての合計料金に請求時点の消費税率を適用して算出した金額です。
 - 本サービス開始月の翌月分から終了月分まで、1ヶ月単位でお支払いいただきます。日割計算（利用日数による計算）の扱いはございません。
 - サービス料金の支払方法は、『申込書』に記載した支払い方法となります。
 - マイツーカー料金は、確定申告で「経費」として申告することができます（毎月の領収書類は大切に保管してください。クレジットカード払いはカード会社による立替払いのため、当社からお客さまへの請求、および領収書の発行はございません。「支払証明書」（有料）をご希望の場合はお問い合わせください。）
 - 支払者が契約者と異なる場合には、契約者は事前に支払者の承諾を得た上で契約を締結していただきます。この場合、契約者は支払義務を免じられることはなく、支払者が不払いの場合には、契約者がサービス料金を支払う義務を負います。
 - ④本サービスの解約・停止について
 - 契約者のお申し出により、本サービスを解約される場合は、当社規程の手続きが必要です。
 - ご利用者の転居等でガスの使用が停止したこと（閉栓）を確認次第、本サービスは自動的に停止になります。
 - ご利用者のガスが供給停止となった場合、本サービスの提供も停止し、供給が再開されると本サービスも自動的に再開します。
 - ⑤クーリングオフについて
 - 『申込書』を受領した日を含む8日間は、書面によりお申込みの撤回をすることができます。
 - ⑥その他
 - 本サービスの名称や内容に変更がある場合、後継サービスに自動移行することがあります。
- ### 2. 本サービスの注意事項（本サービスの内容については、『パンフレット』・『ご利用の手引き』等でご確認ください。）
- ①共通事項
 - 本サービスは日本語のみで提供します。

- 本サービスに関する当社からの連絡はフリーダイヤルを利用します。
 - 本サービスを利用するにあたり、第2連絡先電話番号までご登録いただくことをお勧めします。なお、連絡先の電話番号を登録・変更する場合は、ご利用者より当社へご連絡下さい。
 - 本サービスは、鍋等の調理器の焦げ付き、風呂の沸かし過ぎ、火災等を直接的に防止するものではありません。
 - ガスご使用量のお知らせ・領収書には「マイツーカー料金」と記載されます。
- ②消し忘れ確認・遠隔遮断サービスについて
 - 通信によるガスメーターの遠隔遮断ができなかったときは、当社指定の係員が出勤してガスメーターでガスを止める措置を取るため、契約者又はご利用者の敷地内及び建物内に立ち入ることがあります。
 - 「エネファーム」、「エコウィル」、「ガスヒートポンプ（GHP）」等、通常運転でもガスを長時間連続して使用する機器を所有している場合は、ガスの消し忘れが検知できないことがあります。
 - 設定時間の変更を希望される場合は、ご利用者から東京ガスステーション24へご連絡をお願いします。
 - ③自動通報サービスについて
 - 自動通報時は、安全のため昼夜問わず24時間、ご利用者が登録した連絡先に電話します。
 - 自動通報時に連絡が取れなかった場合は、安全のためガスを遮断します。
 - ガス流量が0.7kW以上で連続して流れ、お知らせ時間を超えた場合に通報します。ガスコンロのとり火、その他のガス機器の口火や種火など、ガス流量が0.7kW未満の場合はお知らせしません。
 - 口火や種火など0.7kW未満であっても30日間以上連続してガスの流れを検知した場合はお知らせします。
 - お知らせ時間の設定は、ガス消費量が小さい場合に変更することができます。ただし、個々のガス機器に対して設定することはできません。なお、お知らせ時間の初期設定は以下の通りです。
 - 原則、時間設定は、ご利用者の判断で行いますので、設定時間の変更を希望される場合は、東京ガスステーション24へご連絡をお願いします。

	夏期（6月～9月）	通常期（10月～5月）
ガス消費量が小さい場合（ガスコンロなど）	約1時間	約11時間～12時間
ガス消費量が大きい場合（給湯器など）	通年約1.5時間以上	

- 「エネファーム」、「エコウィル」、「ガスヒートポンプ（GHP）」等、通常運転でもガスを長時間連続して使用する機器を所有している場合は、お知らせ時間を設定することはできません。
- 3. 通信装置の設置について
 - 本サービスを提供するための通信装置は、当社指定のものとさせていただきます。
- 4. ガスの検針について
 - 本サービスの提供期間中は、通信回線を利用した検針を行います。なお、何らかの理由で通信回線を利用した検針ができなかった場合は、検針員による訪問検針を行います。

説明日 : 年 月 日
取扱店 :

担当者 :

お問い合わせ先 : 東京ガス ステーション24
☎ 0120-117744 受付時間／9:00～17:00（日・祝日除く）

【マイツーカー（オーナーさま向け）ご利用規程】 ご契約者さま用

東京ガス株式会社 ステーション24
東京都港区海岸1-5-20

1. 目的

「マイツーカー（オーナーさま向け）ご利用規程 ご契約者さま用」(以下「本規程」といいます)は、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます）が、東京ガスネットワーク株式会社（以下、「導管事業者」といいます）が所有するガスメーターと通信装置を利用して、「消し忘れ確認・遠隔遮断・自動通報」に基づいた「マイツーカー（オーナーさま向け）」(以下「本サービス」といいます)を提供することを目的とします。

2. 用語の定義

本規程における用語の定義は以下のとおりとします。

- ①ご契約者：当社と本サービスを契約され、「マイツーカー（オーナーさま向け）ご利用申込書」(以下「申込書」といいます)のご契約者欄にご契約者として明示される方
- ②お支払者：申込書のお支払者欄にお支払者として明示される方
- ③ご利用者：本サービスにお申込み頂いている当該建物に入居される方（本サービスの対象は、導管事業者所有のガスメーターが設置されている住戸（以下「本サービスの対象場所」といいます）に限ります。）
- ④ご利用者指定の連絡先：自動通報サービスにおいて当社からご連絡をする連絡先（連絡先はご利用者の申出により登録します。ご契約者を連絡先にする場合は、ご利用者からの登録が必要です。この連絡先において連絡が取れなかった場合に、ご利用者またはその代理人から過去に当社へ連絡いただいた際に当社が把握した電話番号、または、ご利用者からの遠隔遮断の依頼や自動通報等の受信の際に発信者番号通知により取得した電話番号に連絡することがあります。）

3. 本サービスの内容

本サービスは、以下のサービスを提供します。

- ①ガスの消し忘れ確認・遠隔遮断サービス
ご利用者及びその代理人からの電話連絡に基づき、ガスの消し忘れ確認やガスの遠隔遮断を行います。
- ②自動通報サービス

ガスメーターの安全機能が働いたことや、予め設定されたお知らせ時間（予めご利用者が設定した、ガスを継続使用した際にガスを遮断する、ガス使用開始から当該遮断までの時間をいいます。尚、夏期（6月～9月）は約1時間、通常期（10月～5月）は、約11時間～12時間に仮設定されています。）を超えて所定の流量以上のガスが流れたことを感知した場合にご利用者指定の連絡先に当社からその旨を連絡します。ご連絡が取れなかった場合は、当社は安全のためガスを遠隔遮断します。

4. 本サービスの留意事項

- (1) 本サービス共通
 - ①本サービスは、日本語のみで提供します。
 - ②本サービスは、ガスメーターの遠隔監視及び遠隔操作を行うものであり、個々のガス機器を監視・操作するものではありません。
 - ③本サービスをご利用する場合でも、ガスメーターが遮断する基準などの保安上の性能に変更はありません。
 - ④本サービスは、鍋等の調理器具の焦げ付き・風呂の沸かし過ぎ・火災等を直接的に防止するものではありません。
 - ⑤理由の如何を問わず、ガスメーターの交換があった場合は、本サービスを提供する各種手続きのため、交換日から一週間ほど本サービスをご利用できなくなる場合があります。
 - ⑥ご利用者は、本サービスを利用するにあたり、連絡先をご登録いただき、変更するときは、当社に速やかにご連絡いただけます。
 - ⑦当社からの連絡はフリーダイヤル（0120-117733）を利用します。着信拒否や特定番号のみ受信等の各種制限を設定している場合は、当社からの連絡を受けられません。
 - ⑧当社都合によるシステムメンテナンスに伴い、本サービスの全部または一部が提供できないことがあります。
 - ⑨ご利用者のガスが供給停止となった場合、本サービスの提供も停止し、供給が再開されると本サービスも自動的に再開します。
 - ⑩ご利用者が当社以外のガス会社（以下「他社」といいます）とガス小売契約を締結している場合も、本サービスをご利用いただけます。
 - ⑪ご契約者は、ご契約者情報またはお支払情報の変更（移転等を含む）があった場合、当社が定める方法により速やかにその旨を、当社に届け出るものとします。
- (2) 消し忘れ確認・遠隔遮断サービス
 - ①以下の事項に該当する場合、ガスの消し忘れが正確に確認できないことがあります。
 - i）ガス機器の使用負荷に応じてガスの燃焼量を自動で制御する比例制御機能等により、ガスの流量が一時的に停止した場合。
 - ii）口火、種火または微量のとろ火を使用している場合等、ガスメーターの感知性能を超えたごく微量なガスを継続的に使用している場合。
 - ②ガスメーターの遠隔遮断が何らかの理由でできなかった場合は、当社指定の係員が出勤してガスメーターでガスを止める措置を取ります。この措置のためにご契約者の敷地内に立ち入ることがあります。但し、当社指定の係員がガスメーター設置場所への立ち入りが困難な場合など、やむを得ない理由により、遮断できないことがあります。
 - ③「エネファーム」、「エコウィル」、「ガスヒートポンプ（GHP）」及び業務用で使用される機器等、通常運転でもガスを長時間連続して使用する機器を所有している場合は、ガスの消し忘れが検知できないことがあります。
- (3) 自動通報サービス
 - ①当社は、ガスメーターの安全機能が働いたこと、または、予め設定されたお知らせ時間を超えて所定の流量以上のガスが流れたことを感知した場合ご利用者指定の連絡先に連絡し、電話口に出られた方にお知らせします。ご連絡が取れなかった場合は、当社は安全のためガスを遠隔遮断します。
 - ②連絡先やお知らせ時間の登録及び変更はご利用者から当社への連絡が必要となります。尚、登録された情報は、ご契約者へお知らせいたしません。
 - ③個々のガス機器ごとに、お知らせ時間を設定することはできません。
 - ④ガス流量が0.7kW以上で連続して流れ、お知らせ時間を超えた場合に通報します。ガスコンロのとろ火、その他ガス機器の口火や種火など、ガス流量が0.7kW未満の場合はお知らせしません。ただし、口火や種火など0.7kW未満であっても30日間以上連続でガスが流れている場合はお知らせします。
 - ⑤「エネファーム」、「エコウィル」、「ガスヒートポンプ（GHP）」及び業務用で使用される機器を所有している場合、ご利用者ご自身でお知らせ時間を設定することはできません。

5. 通信設備の設置

- (1) 当社は、本サービスを提供するにあたり、ガスメーターと当社監視センターで通信を行うため、本サービスの対象場所のガスメーターを通信機能付ガスメーターに取替、通信装置及び配線設備（以下「通信設備」といいます）を設置します。
- (2) 通信設備を、やむを得ずご契約者所有の建物壁等の財産上に設置することがあります。設置した通信設備を解約等の理由で撤去する場合、設置個所の穴埋め等の簡易な補修は実施しますが、経年に伴う変色補修や外壁全体の塗装等の補修は行いません。

6. 本サービスの開始

本サービスのご利用開始日（以下「サービス開始日」といいます）は、当社の登録手続き完了後、ご利用者宛にサービスの開始を速やかに郵送でお知らせします。

7. 通信設備の所有区分及び維持管理

- (1) 通信設備は導管事業者の所有とします。
- (2) ご契約者は、善良な管理者の注意をもって通信設備を以下の①、②のとおり管理します。
 - ①ご契約者及びご利用者は、導管事業者の事前承諾なく、通信設備の現状を変更（取外、移設、分解、改造、修理、第三者への譲渡または転賃を含むがこれに限らない）することはできません。
 - ②ご契約者及びご利用者は、通信設備の移設等、現状からの変更を希望する場合は、導管事業者に連絡が必要となります。
- (3) ご契約者及びご利用者が通信設備を紛失、または、破損した場合、ご契約者は機器相当額を導管事業者に支払います。
- (4) 導管事業者は、必要に応じ、通信設備の点検・故障による交換、通信回線の変更に伴う設備の交換等を行います。それにともない、導管事業者指定の係員が必要な業務の為にご契約者の敷地内に立ち入ることがあります。

8. サービス料金の支払い

- (1) お支払者は、申込書に記載された契約対象件数の内、サービス提供中の住居に対しての合計料金に、請求時点の消費税を加算した金額を毎月当社にお支払いいただきます。サービス料金は月額とし日割り計算はしません。
- (2) 新規申込や自動再開をする場合、サービス開始月の翌月よりサービス料金をご請求します。
- (3) 解約の場合、当社は解約日の属する月のサービス料金をご請求します。但し、サービス開始日と解約日が同月の場合は、請求しません。
- (4) サービス料金は、申込書にてご選択いただいた方法で当社指定の支払期日までにお支払いいただきます。
- (5) 当社は、必要に応じて通信設備等の点検・修理を行います。尚、その間サービスが提供できない場合もサービス料金は原則減額いたしません。
- (6) お支払者がご契約者と異なる場合には、ご契約者は事前にお支払者の承諾を得た上で契約を締結していただきます。この場合、ご契約者は支払義務を免じられることなく、お支払者が不払いの場合には、ご契約者がサービス料金を支払う義務を負います。

9. 契約期間

本サービスの契約は、当社がご契約者の申し込みを承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。

10. 解約

- (1) ご契約者は、ご契約者の都合により、当社への解約の旨を連絡することで、本サービスを解約できるものとします。この場合、申込書は返却しません。
- (2) 当社は、解約日の1ヶ月前までにご契約者に本契約の解約を通知することにより、本サービスの全部又は一部を解約することができます。
- (3) 当社は、(2)に関わらずご契約者において、以下の①～⑤のいずれかに該当する事由が生じたとき、何らかの催告なくただちに本サービス本サービスの全部又は一部を解約することができます。この場合、すでにお支払済みのサービス料金の返金はしません。
 - ①本規程7.(2)、(3)を遵守されなかったとき。
 - ②サービス料金の支払期日後5日を経過しても、お支払者からのお支払いがなく、書面による催告を受けた日から20日以内にお支払いがないとき。
 - ③通信環境により、本サービスの提供が困難となるとき。
 - ④通信設備等の点検・修理が必要となっている状態において、ご契約者、ご利用者及びお支払者が当社指定の係員が行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害等することにより点検・修理が行えず、サービスの提供が停止されたままの状態であるとき。
 - ⑤ご契約者及び本サービスのご利用者が悪意を持って本サービスを利用することで、他のご契約者の利用を妨げ、サービス利用の公平性を損なうとき。
- (4) 当社は、通信設備を回収しない場合があります。ただし、ご契約者の希望がある場合は回収を行います。

11. サービス料金の改定・消費税等の税率変更時の取扱い

- (1) 当社は物価上昇等、経済情勢の変動、その他の事由により、サービス料金を維持しがたい場合には、改定日の1ヶ月前までにこの旨をご契約者に書面等にて通知した上で、サービス料金を改定します。
- (2) ご契約者が新しい料金による本サービスの継続を承諾されない場合は、ご契約者は自ら手続きのうえ、本サービスを解約することができます。この解約について、本規程10(1)を準用します。尚、ご契約者から解約のお申し出がない場合は、料金の変更を承認されたものとします。
- (3) 法令改正に伴う消費税等の税率変更がされた場合、新税率施行日の属する月の料金から、新しい税率を適用した料金をお支払いいただきます。

12. サービス内容、ご利用規程の改定

- (1) 当社は、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めに従い、お客さまの了承を得ることなく、本サービスの名称、内容及びご利用規程を変更する場合があります。この場合、変更する旨、変更後のサービス内容及び変更の効力発生日は、当社ホームページ等で変更日の1ヵ月前までにお知らせします。
- (2) 当社は、本サービスに付随するオプションサービスを追加する場合があります。追加するサービス内容は、当社ホームページ等でオプションサービス開始日の1ヶ月前までにお知らせします。尚、オプションサービスにご加入された場合は、オプションサービスの特約・規約を適用します。

13. サービスの終了

- (1) 当社は、当社の都合により、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。
- (2) 当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了するときは、ご契約者に対し、終了する3ヶ月前までに、その旨を書面等にて通知するものとします。

14. 損害賠償

当社の責任に帰すべき理由により、本サービス提供の不履行等、ご契約者に損害が発生した場合、当社のご契約者に対して賠償責任を負います。

15. 免責

- (1) 次の①、②のいずれかの事由により、本サービスの全部または一部をご利用になれない場合でも当社はその責任を負いません。
 - ①通信環境が、通信設備の設置後に悪化した場合
 - ②本規程4（1）～(3)に該当しない場合
- (2) サービス開始のお知らせが郵送上の事故等当社の責任によらない事由により、第三者が記載事項を知得し、ご契約者・ご利用者に損害が生じても当社はその責任を負いません。
- (3) 天変地異等の避けられない理由で、本サービス提供の不履行が生じたために、ご契約者・ご利用者に損害が生じても当社はその責任を負いません。

16. 検針・ガスメーターとの通信

- (1) 本サービスの提供開始以降、通信回線を利用したガスの検針が行われます。尚、なんらかの理由で通信回線を利用したガスの検針ができなかった場合は、検針員による訪問検針が行われます。
- (2) 通信回線を利用したガスの検針の場合、検針実施日と当社のガス小売契約における「ガス使用量のお知らせ」のお届け日が異なります。検針後遅滞なく、直接ポスト投函もしくは、郵便のいずれかによりお知らせいたします。
- (3) 本規程5に記載する通信設備を利用し、ガスの検針やガス安定供給及び保安の維持のためガスメーターと通信が行われることがあります。
- (4) 解約した場合においても、通信装置を設置している限り、ご契約者に対し本規程7及び本規程16の(1)～(3)が適用されます。

17. 反社会勢力との関係排除

- (1) ご契約者、ご利用者及びお支払者は、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）ではないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等、その維持運営に協力等しないこと（但し、法令により取引が義務付けられているものは除く）、及び法的な責任を超えた不当な要求行為等（準ずるものを含む）をしないことを表明保証します。
- (2) 当社は、ご契約者及びお支払者が（1）に反した場合は、何らの催告なく本サービスを解除することができます。
- (3) 当社は、ご利用者が（1）に反した場合は、何らの催告なくご利用者が利用する本サービスに限り解除することができます。

18. 個人情報の取扱いについて

当社においては、お客さまの個人情報を当社ガス供給販売業とこれに付帯する事業のために利用いたします。お客さま情報の取扱いの詳細については、当社ホームページ（https://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html）をご覧ください。

19. 業務の委託

当社は、本サービスの販売・通信設備の設置工事・監視業務その他の業務について、その業務を第三者に委託することがあります。

20. 協議

- (1) 当社とご契約者は、本規程に定めのない事項については、法令及び商習慣に従うほか、誠意をもって協議します。
- (2) 本規程に関する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

21. 本規程の適用期間

本規程は2022年4月1日から有効とします。